

+

# みやざきエコアクション報告書

<平成29年度（平成29年4月～平成30年3月）>



住 所 宮崎市大字小松1119番地

一般財団法人潤和リハビリテーション振興財団

会 社 名 潤和会記念病院

電話/FAX 0985-47-3744 / 0985-47-5202

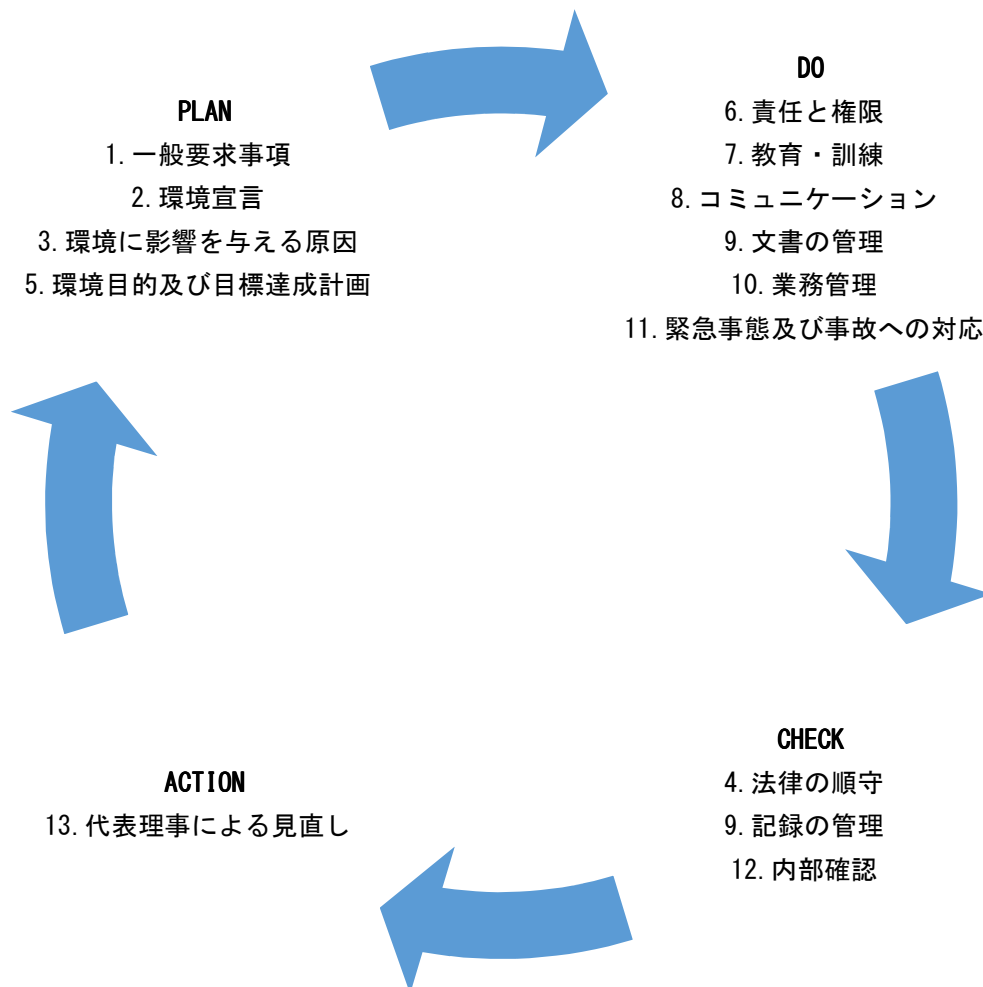
認証番号：第78号

認証日（更新）：平成28年11月10日

有効期限：平成31年11月9日

## 目次

1. 一般要求事項	1
2. 環境宣言	1
3. 環境に影響を与える原因	2
4. 法律の順守	3
5. 環境目的及び目標達成計画書	4
6. 責任と権限	5
7. 教育・訓練	6
8. コミュニケーション	6
9. 文書・記録の管理	7
10. 業務管理	8
11. 緊急事態及び事故への対応	8
12. 内部確認	8
13. 代表理事による見直し	9



## 1. 一般要求事項

当事業所は、「みやざきエコアクション認証規格」の要求事項に基づきエコアクションシステムを確立するとともに、システムに関連する文書を作成・運用し、システムを継続的に改善する。

## 2. 環境宣言

地球は、過去からその自浄作用により人の住みやすい環境を維持してきた。然しながら、ここ数年間に世界で発生している異常気象は、その自浄作用を超えた環境負荷が原因と言われている。その最たる要因が、地球温暖化ガスの急増である。これを削減して地球環境の改善を図ることが、今や人類にとって最も重要且つ緊急の課題となっている。この改善を実施するには、全ての国、全ての団体、全ての人々が共通の問題意識を持って対処するしかない。当財団はその観点に立って、病院業務において、省資源、省エネルギー、廃棄物の減量化、CO2削減など環境負荷の軽減と循環型社会構築のため、次の取り組みを実施します。

1. 環境に対する基本姿勢  
良き医療人として地球環境の保全に充分配慮する。
2. 環境関連法規の順守  
国内外の環境関連法規を順守する。
3. 自然環境への配慮  
自然生態系の環境保全並びに生物多様性の維持・保全に充分配慮する。
4. 省資源・省エネルギーの推進  
資源・エネルギーの有限性を認識し、その有効利用に努める。
5. 循環型社会構築への寄与  
廃棄物の発生抑制・再利用・リサイクルに取り組み、循環型社会の構築に向け努力する。
6. 環境保全型の事業の推進  
環境保全型事業を推進し、社会の環境負荷の低減に努め、継続的に実施する。
7. 環境管理の確立  
環境目的・目標を設定し、定期的な見直しを行い、環境汚染の予防に努める。
8. 環境方針の開示  
この環境方針を当財団で働く全ての職員に周知するとともに広く開示する。

### 3. 環境に影響を与える原因

番号	業務活動	環境に影響を与える原因 (インプット/アウトプット)	環境への影響
①	空調設備の使用	電気の使用、ガスの使用/排出ガスの発生	天然資源の枯渇、地球温暖化
②	事務室内の照明	電気の使用、/排出ガスの発生	天然資源の枯渇、地球温暖化
③	エレベーターの使用	電気の使用、/排出ガスの発生	天然資源の枯渇、地球温暖化
④	自動販売機の設置	電気の使用、/排出ガスの発生	天然資源の枯渇、地球温暖化
⑤	ガス給湯器の使用	ガスの使用、水の使用/排出ガス、排水	天然資源の枯渇、地球温暖化、大気汚染、水質汚濁
⑥	水・トイレの使用	水の使用、紙の使用/排水、ゴミの発生	天然資源の枯渇、水質汚濁
⑦	ゴミの排出、包装、梱包、段ボールの排出	紙・容器の使用/使用済み用紙・容器の発生	天然資源の枯渇、地球温暖化、廃棄物の発生
⑧	食べ残しや残飯等の発生、廃食用油の排出	水の使用、ゴミの発生/排水、ゴミの発生	天然資源の枯渇、地球温暖化、大気汚染、水質汚濁
⑨	医療廃棄物の排出	ゴミの発生/ゴミの発生	天然資源の枯渇、地球温暖化、大気汚染、水質汚濁
⑩	消耗品の使用	紙・容器の使用/使用済み用紙・容器の発生	天然資源の枯渇、地球温暖化、廃棄物の発生

・当事業所が環境に対して影響を与える主な原因となるもの

①	電気の使用
②	ガスの使用
③	紙・水の使用
④	排出ガスの発生
⑤	消耗品の使用

4. 法律の順守

	法律・条例名	法規制の内容	事業所の対応・許認可	定期評価(月)	
①	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第12条第2項 産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準に従い、生活環境の保全上支障のないように保管	産業廃棄物保管基準の順守	Ⓜ	済Ⓜ 3/31
②	同上	第12条第3項 産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、その他環境省令で定める者に委託	運搬…産業廃棄物収集運搬許可業者(第一ビル工事株)に委託 処分…産業廃棄物処分許可業者(旭興産株)・株式会社太陽化学)に委託	Ⓜ	済Ⓜ 3/31
③	同上	第12条の2第6項 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置	事業所設置届出、特管物管理責任者	Ⓜ	済Ⓜ 3/31
④	同上	第12条の3第1項 産業廃棄物の引渡しと同時に運搬を委託した者(処分のみを委託した場合は処分を受託した者)に対し、産業廃棄物管理票を交付	産業廃棄物収集運搬許可業者(第一ビル工事株)に産業廃棄物管理票を交付	Ⓜ	済Ⓜ 3/31
⑤	同上	第12条の3第5項 管理票の写しの送付を受けたときは、運搬又は処分の終了を管理票で確認し、管理票の写しを受けた日から5年間保存	産業廃棄物管理票綴りに保管	Ⓜ	済Ⓜ 3/31
⑥	同上	第12条の3第6項 管理票に関する報告書を作成し、宮崎市長へ提出	毎年6月30日までに宮崎市廃棄物対策課へ提出	Ⓜ	済Ⓜ 3/31
⑦	宮崎市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例	第23条の2 当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量に関する計画及び実績を毎年度1回宮崎市長に提出	事業系一般廃棄物減量計画書を5月に提出	Ⓜ	済Ⓜ 3/31
⑧	同上	第23条の4 廃棄物管理責任者の選任及び宮崎市長への届出	廃棄物管理責任者選任・変更届を5月に提出	Ⓜ	済Ⓜ 3/31
⑨	エネルギーの使用の合理化に関する法律	第14条 エネルギーの使用の合理化の目標に関し、その達成の中長期的な計画の作成し主務大臣に提出	中長期計画書を7月末日までに提出	Ⓜ	済Ⓜ 3/31
⑩	同上	第15条 エネルギーの使用量その他エネルギーの使用状況並びに消費する設備等に関する事項を主務大臣に報告	定期報告書を7月末日までに提出	Ⓜ	済Ⓜ 3/31
⑪	毒物及び劇物取締法	第11条2項 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であって政令で定めるものがその製造所、営業所若しくは店舗又は研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若	必要な措置を講じ、政令で定める物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害	Ⓜ	済Ⓜ 3/31

		しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。	が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じる。		
⑫	PCB処理特別措置法	第8条 PCB廃棄物の保管及び処分 の状況に関し環境省令で定める事項を都道府県知事に届出	都道府県知事に提出 ※PCB保管無し H23.3.31最終処分終了	印	印
⑬	消防法	法第8条、政令第3条、規則第4条 防火管理者の選解任の届出	防火管理者の選解任届出の提出	印	済印 3/31
⑭	同上	法第8条、政令第4条、規則第3条 消防計画書の届出	消防計画書の届出	印	済印 3/31
⑮	同上	法第8条、政令第4条、規則第3条 消火訓練及び避難訓練を実施する場合の通報	通報及び訓練の実施	印	済印 3/31
⑯	大気汚染防止法	第16条 ばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録	3年間記録保管	印	済印 3/31
⑰	労働安全衛生法	雇入れ時の健康診断、定期健康診断、 管理区域の明示、被ばく線量の測定、 線量の測定結果の確認と記録、特殊 健康診断	全職員に1年1回健康診断実施、 標識による管理区域の明示、 放射線業務従事者の管理区域内での 被ばく線量測定、管理区域に立ち 入る者に対し6カ月に1回実施	印	済印 3/31

#### 5. 環境目的及び目標達成計画書

番号	環境宣言 (該当箇所)	環境目的 (中期的な目標)	環境目標 (単年度の目標)	事業所の行動内容 (具体的な方法・対策)	達成度
①	省資源・省エネルギーの推進	【電気使用量】 平成27年度を基準値 (4,304,697kw <sup>※1</sup> 同一契約の リハビリテーション学院を含んだ 数値)とし、毎年平均1%を削減 する。 (初回認証より継続目標)	【平成28年度】	空調設定温度の遵守、不要な 照明・空調のこまめな電源管理、 職員参加型の省エネ活動の継続、 省エネ機器の導入 【結果】4,377,094kw	1.7%増 <sup>※2</sup>
			【平成29年度】	同上 【結果】4,382,750kw	1.8%増 <sup>※3</sup>
			【平成30年度】	同上	
	省資源・省エネルギーの推進	【ガス使用量】 平成27年度を基準値 (252,234m <sup>3</sup> )とし、毎年平均 1%を削減す	【平成28年度】	空調設定温度の遵守、職員参加 型の省エネ活動の継続、省エネ 機器の導入 【結果】275,722m <sup>3</sup>	9.3%増 <sup>※2</sup>

		る。 (初回認証より継続 目標)	【平成 29 年度】 同上 【結果】 291,784m <sup>3</sup>	15.7%増 <sup>※3</sup>
			【平成 30 年度】 同上	
③	循環型社会構 築への寄与	【紙購入枚数】 平成 27 年度を基準値 (2,189,500 枚)とし、 毎年平均 1%を削減す る。	【平成 28 年度】 会議資料等の電子媒体活 用推進、両面コピーの推 進、裏面活用の推進 【結果】 2,215,500 枚	1.0%増 <sup>※2</sup>
			【平成 29 年度】 同上 【結果】 2,114,000 枚	3.4%減 <sup>※3</sup>
			【平成 30 年度】 同上	
④	循環型社会構 築への寄与	【一般廃棄物排出量】 平成 27 年度を基準値 (223,330kg)とし、毎 年平均 1%を削減す る。 エコリ-ンプラザ 持込計量 表より	【平成 28 年度】 分別廃棄の徹底による再 資源化促進 【結果】 213,257kg	4.5%減 <sup>※2</sup>
			【平成 29 年度】 同上 【結果】 209,484kg	6.2%減 <sup>※3</sup>
			【平成 30 年度】 同上	

※1 基準年実績(4,304,697kW、平成27年度実績)は、九州電力契約に同一敷地内の宮崎リハビリテー  
ション学院が含まれるため、同学院の実績値を含んだ使用量である。達成度比較も同様である。

※2 平成28年度は、4~10月の電力使用量が、基準年対比で約132,000kWhの増加となっている。要  
因として、平成28年度は、平均気温が基準年度比で1.5℃高く、年間平均気温は観測史上2番目  
に高い年となり、夏季の気温上昇に伴う空調負荷増大と考えられる。

また、夏季の気温上昇に伴い、ガス吸収式空調の稼働時間が増え、特に気温上昇が大きかった5  
~10月で、基準年対比で約22,500m<sup>3</sup>の増加となっている。

紙の使用量に関しては、基準年対比で1.0%増となっている。要因として、外来患者増による処  
方箋印刷(A5サイズ:基準年対比+30,000枚)の増、及び病院機能評価受審による紙媒体資料印  
刷(A4サイズ:基準年対比+27,500枚)の増が考えられる。ただし、使用頻度の少ないB4及び  
B5サイズは30,000枚の減となっている。

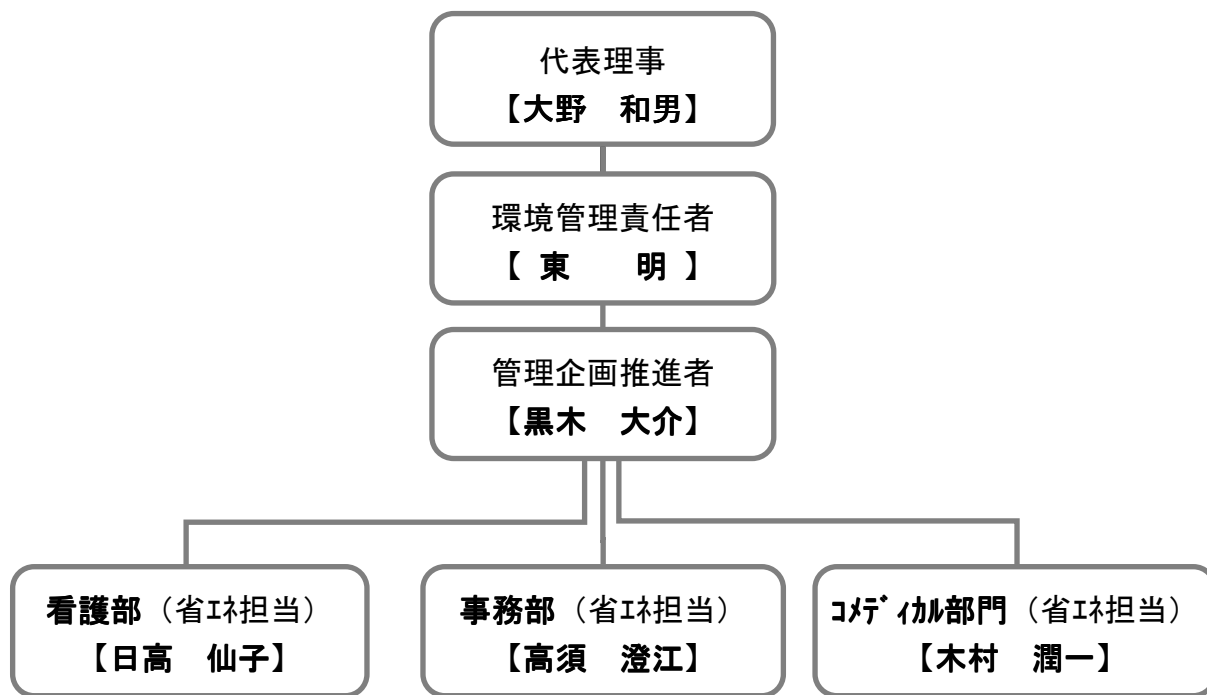
※3 平成29年度の電力使用量は、基準年対比で78,053kWhの増となっており、特に6月~10月の夏  
季に、基準年対比で108,000kWh増となっている。平成29年度は基準年度に比べ、夏季の平均気  
温が約1.5℃高かったことに加え、空調の故障が頻発し、空調の冷媒効果が下がってしまったこ  
とが大きな要因と考えられる。同様に都市ガスを使用する吸収式の空調に負荷がかかり、使用量  
が増加している。空調関連は今後、計画的に更新していく計画とする。紙の使用量に関しては、  
ペーパーレス化の推進や、会議資料のIT化等により、基準年対比で約75,000枚の減となってい  
る。一般廃棄物に関しては、給食事業のセントラル化により大きく削減することが出来た。

本エコアクションの期間(平成28年度~平成30年度)の原油換算及び二酸化炭素排出量等は  
下表のとおり。

年度/項目	28 年度	29 年度	30 年度
原油換算 (kL)	1,387	1,509	
二酸化炭素排出量 (t-Co2)	3.213	2,884	
エネルギーの使用に係る原単位(※)	0.0468	0.0510	

(※)改正省エネ法の電気使用平準化評価原単位は加味せず。

## 6. 責任と権限



## 7. 教育・訓練

番号	教育・訓練の内容、 セミナー・資格取得名等	受講者名	実施 予定月	評価 (実施月日)
①	省エネキャラバン (主催：九州経済産業局)	業務部長 黒木大介	29/11	済 <sup>Ⓞ</sup> 3/31
②				
③				

## 8. コミュニケーション

番号	受付日	相手先	環境関連苦情・要望内容	処理内容	評価 (月日)
①			環境関連苦情なし		Ⓞ 3/31



## 9. 文書・記録の管理

### ・ 文書管理

番号	文書名	作成者	承認者	保管場所	保管期間
①	みやざきエコアクションマニュアル	環境管理責任者	代表理事	エコアクション専用キャビネット（業務部）	廃止されるまで
②	みやざきエコアクション認証規格	宮崎市 環境保全課	宮崎市長	エコアクション専用キャビネット（業務部）	廃止されるまで
③	みやざきエコアクション認証に関する要綱	宮崎市 環境保全課	宮崎市長	エコアクション専用キャビネット（業務部）	廃止されるまで
④	みやざきエコアクションの認証取り消し等に関する要領	宮崎市 環境保全課	宮崎市長	エコアクション専用キャビネット（業務部）	廃止されるまで
⑤	コピー機使用のルール（手順書）	業務部	環境管理責任者	エコアクション専用キャビネット（業務部）	廃止されるまで
⑥	OA機使用のルール（手順書）	業務部	環境管理責任者	エコアクション専用キャビネット（業務部）	廃止されるまで
⑦	大規模災害マニュアル	防災管理委員会	病院長	エコアクション専用キャビネット（業務部）	廃止されるまで

### ・ 記録管理

番号	記録名	作成者	保管場所	保管期間	備考
①	みやざきエコアクション報告書	環境管理責任者	エコアクション専用キャビネット（業務部）	3年間	
②	電力使用量記録簿	管理企画推進者	エコアクション専用キャビネット（業務部）	3年間	
③	ガス使用量記録簿	管理企画推進者	エコアクション専用キャビネット（業務部）	3年間	
④	紙購入枚数記録簿	管理企画推進者	エコアクション専用キャビネット（業務部）	3年間	
⑤	廃棄物排出量記録簿	管理企画推進者	エコアクション専用キャビネット（業務部）	3年間	
⑥	不適合に対する処置記録簿	管理企画推進者	エコアクション専用キャビネット（業務部）	3年間	

## 10. 業務管理（『3.環境に影響を与える原因』で作成）

- ・ 文章管理番号⑤：コピー機使用のルール（手順書）
- ・ 文書管理番号⑥：OA機器使用のルール（手順書）

## 11. 緊急事態及び事故への対応

- ・ 文書管理番号⑦：大規模災害マニュアル

## 12. 内部確認

“みやざきエコアクションマニュアル”に記載されている1～13の事項を正確に行っているかを確認する。  
内部確認の基準…みやざきエコアクション認証規格 内部確認を行う頻度…年1回（事業所の決算月）

エコアクション マニュアル	確認内容	結果	判定
1. 一般要求事項	事業所は、みやざきエコアクション認証規格の要求事項に従って、みやざきエコアクションのシステムを確立し、文書化し実行し、継続的に改善しているか。	全て行っている	A
2. 環境宣言	代表理事は事業所の環境宣言を定め、文書化し、実行しているか。	実行している	A
	事業所で働く又は事業所のために働くすべての人々に周知させているか。	周知している	A
	環境宣言文は一般の人々が入手可能なようにしているか。	入手可能である	A
3. 環境に影響を与える原因	事業所は、管理できる環境に影響を与える原因となるものを特定しているか。	特定している	A
4. 法律の順守	事業所は、関係のある環境関連法律、条例等を特定し文書化し、順守しているか。	特定し、順守している	A
5. 環境目的及び目標達成計画	事業所は、測定可能（数値）な環境目的及び目標を設定し、実行しているか。	設定し、実行している	A
	環境目的及び目標を達成するための具体的な方法及び日程を設定しているか。	設定している	A
6. 責任と権限	事業所はエコアクションを実行するために、役割責任及び権限を定め文書化し、周知しているか。	行っている	A
7. 教育・訓練	事業所は、エコアクションを効果的に行うための教育・訓練を明確にしているか。	明確である	A
8. コミュニケーション	組織は、外部の利害関係者から、環境に関連するコミュニケーションについて受け付け、文書化し、対応しているか。	対応している	A
9. 文書・記録の管理	事業所は、エコアクション規格で必要な文書、記録の一覧表を作成することにより、明確にしているか。	明確である	A
10. 業務管理	事業所は、環境宣言、環境目的と整合した、環境に影響を与える原因となる業務を特定しているか。	特定している	A
11. 緊急事態及び事故への対応	事業所は、環境に影響を与える可能性のある緊急事態及び事故を特定しているか。	特定している	A
	事業所は、環境に影響を与える可能性のある緊急事態・事故にどのように対応するかの手順（ルール）を文書化し、実行しているか。	実行している	A
12. 内部確認	事業所は、下記の事項を行うために、定期的にエコアクションについての内部確認を確実に実施しているか。	実施している	A
	みやざきエコアクション認証規格の要求事項及び事業所で計画した事項を明確に行っているか。	行っている	A
	内部確認の結果を代表者に報告しているか。	報告している	A
	所定のとおり内部確認した結果、不適合が発見された場合、その不適合に見合う処置又は是正処置が行われているか。	行われている	A
	潜在の不適合を除去するために、その潜在の不適合に見合う予防処置が行われているか。	行っている	A
13. 代表理事による見直し	代表理事による環境宣言、環境目的、エコアクション及びその他の見直しの結果、変更に関係する事項に対しては、評価、決定し、処置が行われているか。	実施している	A

・不適合（改善）事項

特になし

判定基準：不適合無し - A 不適合有り - B 改善事項有り - C

### 13. 代表理事による見直し

番号	見直し項目	コメント
①	内部確認報告書	エコアクション認証規格の要求事項に適合したエコアクションマニュアルに基づく取り組みが確実に実施されており、システムが適切に運用されている。
②	法律の順守状況	法令の改正情報等を速やかに取得して、内容を特定し順守している。
③	環境関連苦情・要望	今後も環境に関する苦情があった場合は、その申し出を確認し、真摯に対応すること。
④	事業所の環境実績	夏季の気温上昇に伴う影響もあり、エネルギー使用量が増加している。特に夏季においては継続的な節減策を講じ、財団全体としてのエネルギー使用量の低減に努めること。
⑤	環境目的の達成度	電気については、夏季の気温上昇の影響を受け、基準年（H27年度）対比で増加している。今後の目標設定等に反映すること。
⑥	改善のための提案	29年度の増加については原因分析を行い、再度、省エネに対して効果的で実践的な計画をたて、目標策定及び具体的な方法と対策を講じること。
代表理事による 総合評価		<p><b>【環境宣言】</b> 引き続き、掲げている環境宣言の観点に基づき、省資源・省エネルギーに取り組むこと。</p> <p><b>【環境目的及び環境目標】</b> 平成29年度の増加要因を分析し、再度計画の見直しと目標の策定、具体的な方法と対策を講じること。</p> <p><b>【エコアクションシステム及びその他の要素】</b> 今年度以降についても省エネ取り組みは全員参加型で実施すること。併せて、機器更新時においては、省エネ機器の選定や補助金制度等活用も検討を行うこと。</p>